

「この世で確実なものは、税金と死だけだ」これは、ベンジャミン・フランクリンの言葉です。

私の専門分野である税法は、国や地方公共団体が課す税金に関するものです。税金に関する研究には、会計学や財政学などもあります。私の専門は、税を賦課・徴収するための法律に関する税法学です。

税金には、消費税や固定資産税などさまざまなありますが、その中でも主に所得税を専門としています。所得税は、給料をもらったり、自営業者が利益を上げた

法律学としての税法学

費は必要経費になるか、という問題について、どのように考えるでしょうか。「飲食費は個人の支出だから必要経費にはならない」との答えが考えられそうですが、どのような根拠に基づいてそうした答えが導かれるのでしょうか。そもそも「必要経費」とは何でしょうか。

所得税法37条1項は、「必要経費」について、販売費や一般管理費などの「業務について生じた費用」と定めています。このようなルールに基づいて、自営業者の個別の支出が「必要経費」に当たるかどうかを判断することになります。では、この条文から、飲食費は必要経費に当たるかどうかという問題をどのように判断すればよいのでしょうか。

例えば、共働きが一般的になっている状況下で、ベビシッターに支払う費用は必要経費になるか、という問題についても、上記の規定を解釈して判断することになります。少子化対策という政策課題も考慮すれば、法改正によって明確に認めるべきということになります。

確実な存在の税金の

不確実なルールを明確に

り、副業で稼いだりと、さまざまな形で得る「所得」に対して課される税です。例えば、自営業者の飲食



名城大学法学部教授
伊川 正樹

いがわ・まさき 税法学。名城大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得。1973年生まれ。

しょうか。仕事をしていてもしていないくても、誰しも飲食はするため、飲食が「業務」に関連するものとも言えないでしょう。このように考えれば、「飲食費は必要経費にはならない」という結論を法律に基づいて導くことになります。

しかし、自営業者が取引先と業務の打ち合わせをするために食事をした、ということであれば、「業務について生じた費用」に当た

るため、飲食費も必要経費と言えるということになります。日本は法治国家です。で、課税も法に基づいて行われなければなりません。税法とは、法律の条文を解釈して、個別の問題を解決することを主な対象としています。さらに、現在の法律に不備があればどのように改正すべきかということも対象となります。社会状況の変化によって問題が生じているのであれば、既存の法律を解釈して解決を図るのか、法改正によって対応するのか、ということを考える必要があります。

